

「令和6年度 造林・生産事業等に係る林業事業者等との意見交換会」
事後アンケート集計結果

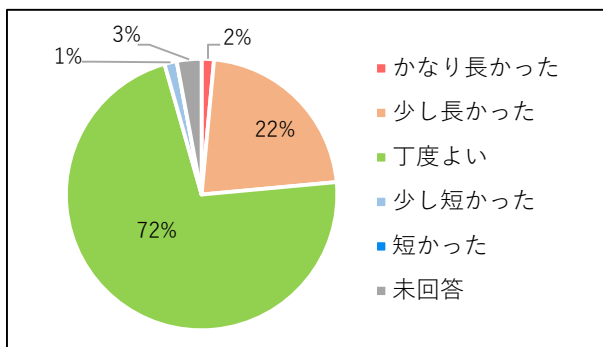
1. 参加事業者の所在府県と回答数

府県	石川県	福井県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県
回答数	1	3	4	2	4	0	7	5
府県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	未回答	合計
回答数	9	5	4	15	9	0	2	70

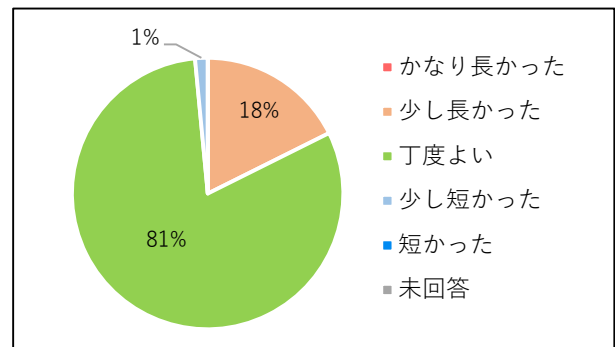
2. 本日の意見交換会等について

(1) 意見交換会の時間

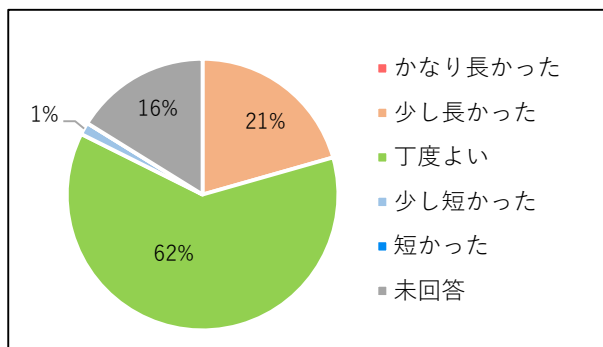
○全体



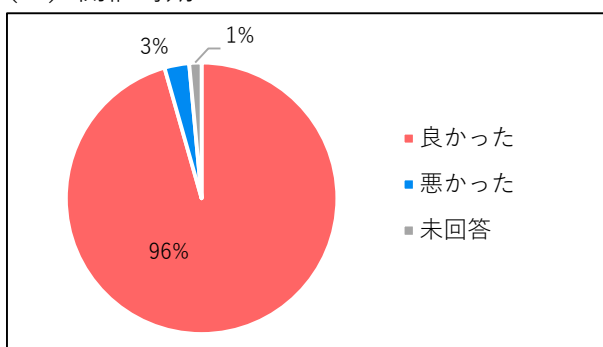
○当局からの説明



○意見交換



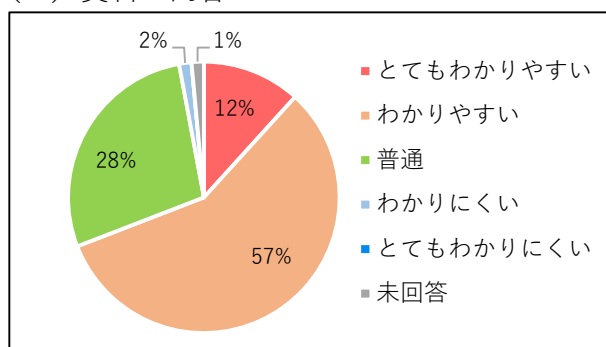
(2) 開催時期について



(悪かった理由)

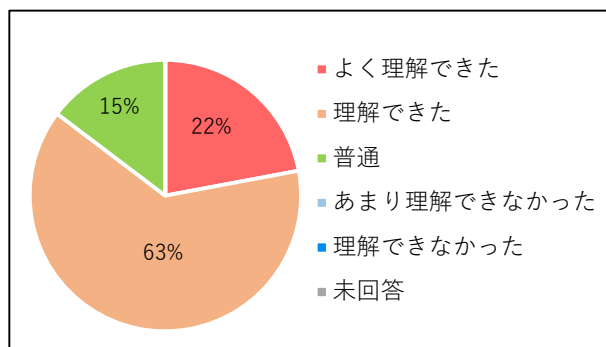
・年度末のため1月頃が良い。

(3) 資料の内容



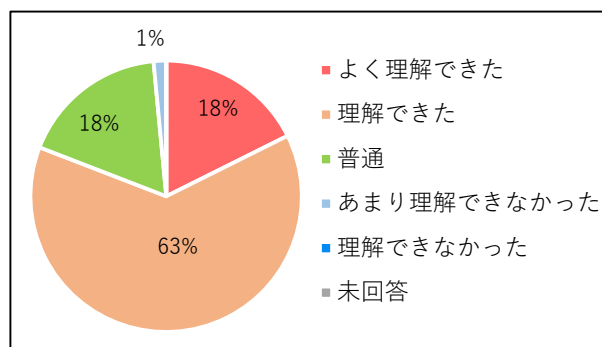
(4) 説明内容

ア R7年度の造林・生産事業及び立木販売の予定について

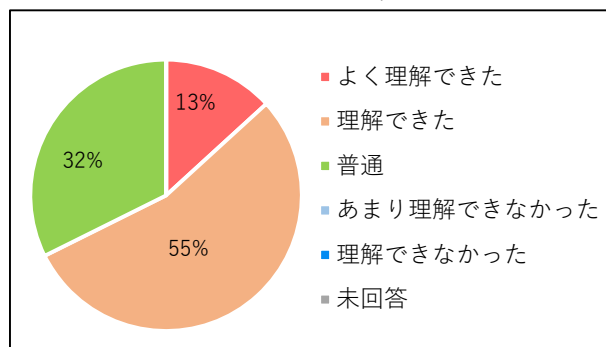


※もっと時間をかけて詳しく説明して欲しいとのご意見あり。

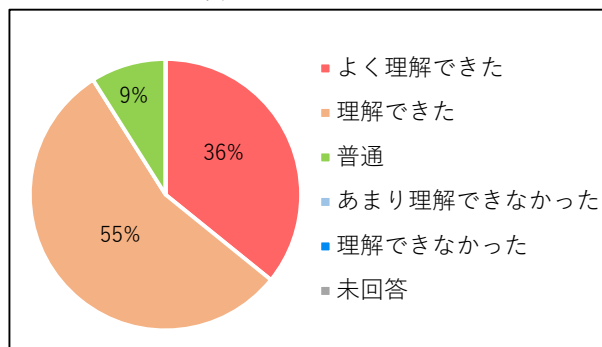
イ 林地保全に配慮した森林施業の留意点について



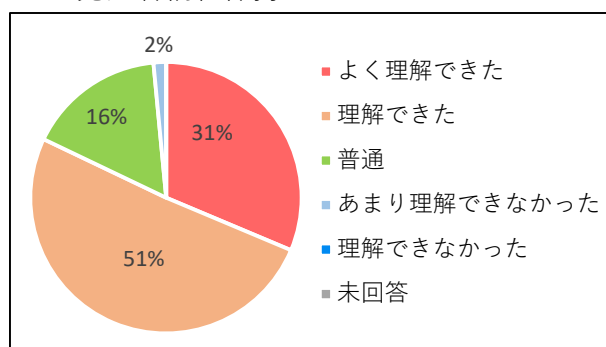
ウ 請負契約における事務手続き等について



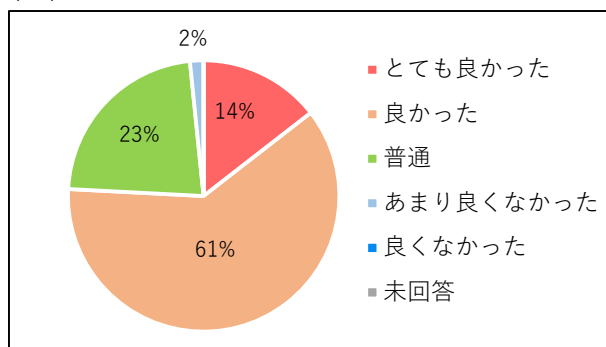
エ 労働災害の未然防止について



オ 発注者綱紀保持について



(5) 意見交換会に参加して



(あまり良くなかった理由)

- ・オンラインの音声聞き取りづらかった。

3. 意見交換会の内容は今後の受注に活かされますか。また、他に知りたい情報や情報提供のあり方、今後の意見交換のあり方への意見あればご記入ください。

- ・ 今後の受注に向けて参考になった。
- ・ 次年度の事業計画に活かします。早期受注は大変助かります。受注できたらの話ですが・・・。
- ・ 事業発注予定情報の提供ありがとうございます。その情報内に図面等もう少し詳細な情報があると、事業計画を立てやすくなります。ご検討をお願いいたします。
- ・ 本日の意見交換会の内容については、持ち帰り、組織全体で共有してまいります。特に発注予定については、事業量の確保にとって重要な情報であり、参考にしつつ注視して参りたいと思います。
- ・ 電子調達システムについてもう少し詳しく知りたかった。
- ・ 毎年2～3月、第1～第2四半期の発注予定情報が把握でき、早期に組合の対応が取りやすい。
- ・ 令和7年度の予定等は理解しました。入札参加申請をもっと簡単にしてほしい。
- ・ 現状及び次年度（複数年度）の事業予定をもっと詳しく（例えば、各署の意見、現場の状況等を教えてほしい）
- ・ 普段は従業員として働いていますが、受注の背景や実態について知れてよかったです。また、作業の注意点や災害事例の説明もありよかったです。
- ・ 他の事業体の意見・考え方・悩みなどがわかって、その点はよかったと思います。
- ・ 林野庁の取り組み内容について知った上で国有林野事業に関わる方が、中長期的な施業方針の策定や注意すべき事項を把握しやすくなる。
- ・ 資料の配布・情報を説明会（意見交換会）前にあればもっと内容を理解したうえ意見交換が出来ると思う。
- ・ 現在間伐中心の作業を行っているが、今後、皆伐再生林への移行を進めたい。（社内実行体制の整備）
- ・ 新規事業や今後延びる事業について詳しく説明願いたい。
- ・ 活かしたい。
- ・ 事前質問に対する回答が非常に分かりやすかった。今後もっと増やして欲しい。
- ・ 林業での労働災害の現状と対策が人的な対応不足による事が多いと認識できました。互いに声を掛け合えば、低減することも可能と思います。
- ・ 各管理署内でも意見交換会実施を行ってほしい（年1回でも）。
- ・ 企業毎に意見交流会を実行してみると良いと思う。
- ・ 労働災害の未然防止について、きちんとした取り組みをしたうえで、事業を行っていきたいと考える。
- ・ 社内の安全大会で、労働災害の未然防止の資料を活用したい。
- ・ 事業見通しがわかり計画を組みやすいです。ありがとうございます。
- ・ オンライン、聞き取りにくい部分があった。
- ・ WEB 参加しましたが、音が小さく聞こえづかった。PC側の音量は上げていたので、スピーカーかマイクの改善をお願いします。

貴重なご意見ありがとうございます。可能なものについては今後改善に努めてまいります。

・ ホームページ等で、国有林地の図面や位置図等、地図を開示できないか。

ホームページにて国有林の図面を公表しておりますので、ご活用ください。

〈近畿中国森林管理局 HP〉

U R L : https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/keikaku/shinrin_keikaku/system_summary/kokuyuurin_zumen.html

・ 長期事業の際に出来高払いの簡易化を進められないか。

国有林野事業製品生産事業請負契約約款の規定により、請負金額の 10 分の 9 以内の範囲において、部分払いを所定の手続きに従って請求することができます。(ただし、請求は月 1 回を超えてすることはできません。)

部分払いは部分検査合格分の請負金額相当額をお支払いすることとなり、検査に当たっては検査要領等に基づく所定の検査が必要となることからご理解願います。

・ 日報等が進捗を最終に合わせるのが難しい。数量がパーセントで記入できたらうれしい。写真も例を見せてもらえると助かる。2 年・3 年契約で、年度切替で作業、運搬が(いつまで)明確にしてほしい。何度も話が違って現場作業人が困る。

作業日報は日々の作業状況の進捗管理を目的としております。当然、おおよその数量で記載いただくものであることから、日々の数量の積み上げが厳格に最終数量と一致させることは難しいと考えます。

作業状況が確認できる写真については、監督職員へ相談願います。

複数年契約箇所で作業が年度を跨ぐ場合は、当年度実行分の区切りを監督職員を通じて早めに指示させていただくこととし、指示に当たっては事業に支障がないよう対応してまいりますのでご理解願います。

・ 梅雨の時期の汚泥対策等について、土のうによる沈砂地の設置。コルゲートパイプ等の埋設と費用がかかります。地元とのトラブルを避ける為変更契約で費用をみてほしい。

変更契約の対象となる場合がありますので、事前に監督職員へ協議していただくよう願います。

・ 国有林の林道と民間の町、村道の使用について地権者や地域の方との交渉と使用条件の細かな打ち合わせを十分に行って欲しい。

素材生産請負事業においては、森林管理署等が発注者となるため、事業実行上必要となる各種法令協議、近隣民有林等や利害関係者との折衝等は森林管理署等が対応していますので、隣接者等との折衝が必要な場合は、森林管理署等へご相談願います。

なお、立木販売において、隣接する民有地の使用に関する地権者との折衝については、具体的な条件等当局が関与できない部分もあることから、当事者間で行っていただくこととしていること

をご理解願います。

・ 民有林地の山林購入は、山主さんが亡くなったりして以前より更に手間がかかるようになっている。公告に出ていない国有林地を立木調査させてもらい、要望のあった現場を公告入札することは可能か。

国有林の立木販売は、森林計画制度に基づき、伐採指定された箇所について条件整備等のうえ入札に付しているものですので、要望により他の箇所を入札に付すことはできません。

4. その他、ご意見・ご要望があればご記入ください。

- ・聞き取り辛い箇所が多かった。ボリュームや音質を調整して欲しい。
- ・リモートでの説明者・質問者の声が人によって聞き取りづらい時があった。
- ・音声聞き取りにくかった（前半）。
- ・Web参加で会場（局）での質問者の質問内容が聞き取りにくいので、画面よこで文字起こしをして頂くなどの工夫があればもっとわかりやすいと思います。
- ・WEB会議なので事業体の事務所でも参加できるようにしてほしい。
- ・市場の方が、入荷がかなり少なく、とにかく入札価格を見直していただき、助けていただきたい。よろしくお願いいたします。
- ・搬出や森林施業の安全な実行のためにも、国有林野の林道や排水設備の保全や新設をお願いしたいです。
- ・広葉樹の立木販売を推進していただきたい。

貴重なご意見・ご要望ありがとうございます。可能なものについては今後改善に努めてまいります。

- ・前もって大体の年間スケジュールがわかれば有難い。

ホームページにて造林及び素材生産事業等の発注見通しを公表していますので、ご活用ください。また、分収育林の公売予定情報（箇所、入札予定時期）を公表していますのでご活用ください。

〈近畿中国森林管理局 HP〉

- ・公共工事等の発注見通し

URL：<https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/nyusatu/kouhyou/index.html>

- ・分収育林情報

URL：<https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/buniku/220421.html>

- ・国有林において、9月以降の下刈は実行してほしくない。

当局としては、地域の事情に応じて、冬下刈とするか、下刈時期の弾力化とするかを発注段階で森林管理署等において決定するようにしていますので、そのようなご意見がある場合は森林管理署等にお伝え願います。

- ・生産事業においても造林事業においても、地拵えはしやすいが、スギは枝が落ちて地拵えが大変なので良い方法を考えてほしい。例えば枝葉を搬出する（お金はかかる）。

主伐後の造林については、現地の状況が区々であり統一的な対応は難しいことから、事前に踏査のうえ、必要な作業を見込んで発注しているところです。

- ・分収育林とかではなくて立木を売ってほしい。
- ・立木販売に適した箇所を多く計画してほしい。

立木販売については、森林計画制度に基づき伐採指定された箇所のうち、生産事業を行わない箇所を選定しています。

なお、分収育林が多い地域においては、森林資源の制約等から、分収育林以外の立木販売箇所は選定できない場合もあることをご理解願います。

- ・立木販売の最低価格について、分収育林の最低価格が高すぎます。最近の物価高・燃料費・人件費の高騰の中、山林所有者への価格の打診等も視野に入れてはどうか。

立木販売における予定価格は、分収育林についても他の物件と同じく、市場価格を踏まえた国有林立木販売評価価格により設定しています。

- ・中国、韓国、台湾などのアジア諸外国からの原木購入者が増加しているが、彼らの希望する長さ・径級・品質は、4.0m、3.0m、2.5mの末口 30cm 以上の枝打ちをされた、元木良材を好まれる傾向にあります。しかし、最近の植林本数は 2,000 本/ha が効率が良いと言われており、この本数だと節の少ない桧や、枝打ちが出来る状態で無い様に思われます。利用要望の多い役物用材が多く生産できる様な枝打ちにも関心を持って欲しい。

枝打ちされた材が商品価値を高めることは承知していますが、国有林では一般材の生産を目的に施業を行っており、原則保育過程において枝打ちを行っていないことをご理解願います。

- ・国有林の伐採面積と植林面積比はどうなっていますか。その場合の問題、課題はありますか。(例：植林不足、作業員不足とか)

伐採面積と植林面積の比については、年度ごとに違うことから一概にいえませんが、当局においては、管理経営の指針により伐採から更新（再造林）までの期間は2年以内として極力早期の更新に努めており、事業実行にあたっては、事業体の皆様にご協力いただかなければならないことから、引き続きよろしくお願いいたします。

- ・林業機械が大型化する中、どうしても大きな作業道が必要になるが、費用をおさえた作業道では伐開幅・法面・切高が高くなり、くずれの多い道になりやすいと思う。
- ・保安林内の作業道の現状復帰の指示（埋め戻しか、一部残すのか）対応に違いがあります。

森林作業道の作設に当たっては、森林作業道作設仕様書に基づき、路線設計、作設等をいただいているところです。作設段階で高い切高が連続する等、仕様書によりがたい場合は、監督職員へ相談願います。

作設した森林作業道の現状復帰については、今後の利用の有無により扱いが分かれるところですので、監督職員からの指示によりご対応いただくようお願いします。

- ・土場の借り上げについて後払い(?)の苦情を踏まえ、素材生産において、最も重要なポイントなので、事前にしっかり対応されたい。

生産事業において、山元で土場を確保できないなどにより、事業を効率的に実施することがで

きない場合は、国有林側で民有地を中間土場として借り上げることとしています。その場合、国有林側で事前に地権者との調整等の対応を行ってまいります。

- ・隣接の民有林、県有林等との連携の考え方、進め方を教えてほしい。

民有林と国有林の隣接する場所において、民有林所有者と森林管理署等が協定を締結して、「森林共同施業団地」を設定し、路網や中間土場等を連携して整備するとともに、それらの相互利用を行い、森林整備や木材搬出等の推進に向けて取り組んでいます。

取組の内容はホームページにて公表しておりますので、ご確認ください。

〈近畿中国森林管理局 HP〉

U R L : <https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/policy/business/02keikaku/01keikaku/sinrin-danchi/danchi-index.html>

- ・システム販売（低質材）の事務処理について、送り状、写真、計量票と揃える書類が多すぎる。写真と計量票のみで対応してもらえないか。

システム販売（原料材）の運搬、重量確定等に当たっては、丸太の移動状況を確認する必要から、土場での積載完了後の写真、重量計測時の写真、計測伝票及び送り状の提出を求めておりましたが、令和7年度から生産される物件については、送り状の提出を省略することとしましたのでご理解願います。

- ・地域担当官の林業に対するレベルを上げていただきたい。担当官なので自己判断できるように。

ご意見を受け止め、各署等担当者を指導してまいります。